

はかり・おもり・分銅を使用している皆様へ

取引もしくは証明に使用される「はかり」「おもり」「分銅」は**2年に1回の周期で知事が行う検査を受けなければいけません。**（計量法第19条第1項及び同施行令11条）

～ 取引とは？ ～

有償無償問わず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為のことです。

事例：農畜産物、食料品等の量り売り
宅配の運搬費用の算出 など

牛肉●●●グラムください

▲▲▲円になります



～ 証明とは？ ～

他者に一定の事実が真実である旨を証明すること。

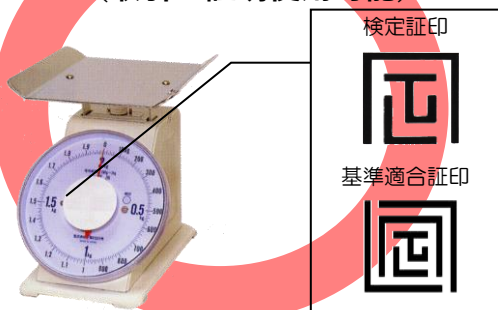
事例：病院などの健康診断、幼稚園、学校などの身体測定
重さ表示しての商品販売（例：「お米●kg」）
※ふるさと納税商品なども対象の可能性あり

など

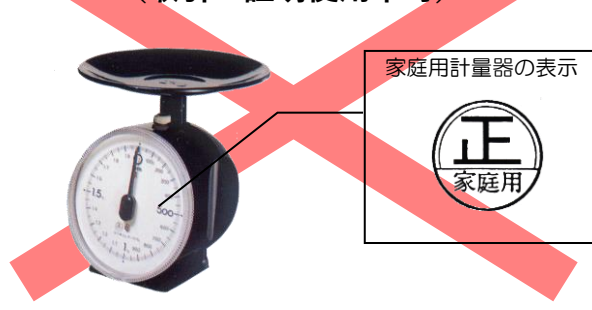


※原則、検定証印または基準適合証印が付されていない「はかり」や「家庭用計量器」は、取引・証明には使用できません。

例：検定証印・基準適合証印 (取引・証明使用可能)



例：家庭用計量器 (取引・証明使用不可)



自動車为例えると・・・

定期検査を受けない
→ 車検をとおさず乗り続けている状態

検定証印・基準適合証印がない
→ ナンバープレートを付けずに使用している状態



検査までの流れ

- ・検査までの流れは以下のとおりとなります。
- ・行政が事前調査を実施し、その結果をとりまとめ、検査機関である北海道計量検定所へ報告します。
- ・検査当日は、検査機関が富良野市まで来て検査を実施します。

